

感染症法第12条に基づく医師の届出までの流れについて

滋賀県版

38 以上の発熱かつ急性呼吸器症状

迅速診断キットを使用

迅速診断キットを不使用

A (+)
かつ
B (-)

A (-)

臨床的に新型インフルエンザへの感染が疑われる場合

B (+)

No

Yes

インフルエンザ様症状を呈する者

一般診療を継続

患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる⁽¹⁾

No

Yes

医師は、保健所へ連絡

書面にて保健所から医師へ連絡

Yes

保健所

患者の属する施設で確定患者が出ているか

No

保健所で把握する情報を勘案し集団発生が疑われるか

Yes

検体の入手、PCR検査

No

陰性

疑似症患者

(法第8条第2号の患者みなし)

医師へ検体採取の依頼

陽性

確定患者

書面にて保健所から医師へ連絡

法第12条に基づく医師の届出の対象。(様式: 新型インフルエンザ発生届出)⁽²⁾

- 1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ & Aを参照のこと。
- 2 施行規則第3条第3号に規定する保健所長からの連絡を受けた場合に、医師に届出の義務が生じます。また、当該連絡に記載する期間内に同一の集団に属する新型インフルエンザの疑似症患者を診断した場合には、感染症法第12条に基づく届出が必要となります。

本資料は、法第12条に基づく医師の届出までの流れの概要を示したものであり、別途、インフルエンザ入院サーベイランス等については、それぞれの事務連絡等を参照の上、ご対応をよろしくお願いいたします。